

有料職業紹介手数料表

シーエスネットワーク株式会社

当社は、職業安定法に基づき、下記のとおり手数料を定めております。

手数料表に関する事項

届出制手数料に係る手数料は以下を基本としております。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人を受け付ける時の事務費用	手数料 1,000円 手数料負担者は 求人者 とします。
一般登録型 求人・求職の申込みを受理した時以降、求人者に求職者を紹介するサービス	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の40% (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の40% 手数料負担者は 求人者 とします
一般登録型 求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の40% 手数料負担者は 求人者 とします。
サーチ/スカウト型 特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 200,000円 活動1日当たり 20,000円 成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の40% (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の40% 手数料負担者は 求人者 とします。
再就職支援型 就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	着手金 20,000円 成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の30% 手数料負担者は、関係雇用主とします。
再就職支援型 求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の30% (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の30% 手数料負担者は、求人者とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。